

共済おおさか

令和7年4月

226号

大阪支部 LINE お友だち募集中!!

「気づいてよかった!」「知ってお得!」な情報をお届け!

- ☑ 人間ドックWeb申込サイト・健康づくりセミナー
- ☑ 育児休業手当金や傷病手当金、高額療養費などの短期給付にかかる手続きのご案内
- ☑ 扶養認定、任意継続にかかるお知らせ・広報誌発行のお知らせ
- ☑ ホテルアウィーナ大阪・花のいえ のお得なプラン

友だち追加
はこちらから👉



様式集や
支部HPへの
アクセスも簡単!

LINEのID検索からも追加できます♪

@079vocuz

🔍 検索

も

く

じ

- 02 **トピック** 健診(人間ドック)事業のお申込みはWebから!
- 02 「令和7年度公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」を組合員にお届けします!
- 03 令和7年度の宿泊及び会食補助事業の内容について
特定健診の「受診券」を7月または10月頃にお送りします!
20代・30代のうちから生活習慣を整えましょう!
- 04 資格取得の手続きをお忘れなく!
- 06 組合員資格取得時・被扶養者認定時の交付書類について
- 07 『福祉保険制度』のご案内
- 08 扶養認定の取消要件に該当していませんか?
- 09 貸付制度のご紹介
- 10 マイナ保険証等を持たずに医療機関を受診した場合
ジェネリック医薬品を活用しよう!
- 11 もしもの時の障害厚生年金

- 12 一般組合員と短期組合員では、適用される社会保険制度が異なります。
- 13 老齢年金の賃金等との支給調整について
千葉宿泊所『ホテルポートプラザちば』からのご案内
- 14 **こころのホットサロン**
アサーティブな自己表現
- 16 令和7年度から掛金率が変わります
産前産後休業や育児休業の期間中は申出により掛金免除が可能です
- 17 育児休業から復職した方は、終了時改定を申し出ることができます
- 18 メンタルヘルス事業(相談・研修など)のご案内
組合員とその被扶養者の皆さまにご利用いただける健康相談事業
- 19 ホテルアウィーナ大阪からのお知らせ
- 20 花のいえからのお知らせ

支部ホームページ
(共済おおさかも掲載!)

アクセス!



「教職員のための
共済のしおり」
R7年4月更新版は
こちらから♪



健診(人間ドック)事業のお申込みはWebから！！

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

申込対象者（現職組合員）

第1期：令和7年4月1日時点で引き続き3ヶ月以上の組合員期間を有する方。

（一般組合員から短期組合員等への種別の変更又は番号の変更があっても、大阪支部の組合員資格が令和7年1月1日以降に途切れていない方。）

第2期：令和7年1月1日から令和7年9月30日の間に新たに大阪支部の組合員資格を取得した方。

（この期間に他支部や他共済等から転入された場合も含む。）

第1期、第2期の確認はこちらから↓



※申込対象者かどうかの確認は上記QRコードのフローチャートをご覧ください。

健診種別	申込時期	受診期間	自己負担額(税込)	対象者	年度末年齢	備 考
半日ドック	第1期 4/1(火)	第1期 7月	5,000円	現職組合員	全員	事業の詳細およびWeb申込みについては、 支部ホームページまたは所属所に送付する 通知文をご確認ください。（通知文は送付 と併せて支部ホームページの組合員専用 ページに掲載します。） 申込期間外の受付はできません。 追加募集やキャンセル待ちはありません。
器官別検診	脳ドック 5/7(水)	3月	16,000円	任意継続組合員	40歳以上	
			10,000円	現職組合員	39歳以下	
	女性検診 第2期 9/17(水)	第2期 12月	2,000円	現職組合員 (女性のみ)	40～49歳	
			3,000円		50歳以上	
配偶者健診 (半日ドック)	10/7(火)	3月	2,000円	現職組合員の 被扶養配偶者	40歳以上	

注意事項

- ① 配偶者健診の第1期の対象は令和7年4月1日時点で被扶養者の認定手続きが完了している現職組合員の配偶者です。
- ② 任意継続組合員の申込対象は、任意継続組合員の資格取得日が令和7年4月1日以前である組合員本人です。任意継続組合員は原則、第2期の申込みはありません。
- ③ 対象ではない申込期間に申込みをした場合は落選扱いになります。
- ④ 申込みできる健診種別は1人1つのみです。
- ⑤ 大阪府教職員互助組合（以下「互助組合」）が行う人間ドックとの重複当選回避を目的として、半日ドック当選データを互助組合に提供するため、半日ドック当選者は互助組合ドックに申込をしても選外となります。互助組合ドックを希望される方は当支部の半日ドックに申し込まないでください。
- ⑥ **希望健診機関で受診できなかった場合(※)を除き、当支部半日ドック当選後に、キャンセルをして互助組合の人間ドックに申込できなくなりました。(申込をしても選外となります。)**

(※)申込時に選択した希望健診機関の応募が多く、受入可能人数を超え受診できない場合、別機関に申込変更する手続きが生じます。

健診（人間ドック）事業の詳しい内容、Web 申込システムの URL は支部 HP をご覧ください。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 厚生サービスを利用する → 健康管理を考えると
→ 健診（人間ドック）事業



Web申込システムにログインするためには、専用の「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。

詳しくは支部HPの組合員専用ページをご覧ください。4月当初に組合員に配られる「令和7年度公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」又は所属所にお配りする通知文をご覧ください。

「令和7年度公立学校共済組合大阪支部事業のご案内」を組合員にお届けします！

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

大阪支部の各種給付や福祉事業の概要をまとめたパンフレットを、**年度当初に各所属所あてに組合員部数配布します。**（一部電子データのみ提供の所属あり）

組合員及びその扶養家族の健康や福利厚生にお役立てください。福祉事業の詳細は支部ホームページ「厚生サービスを利用する」をご確認ください。

健診（人間ドック）事業や各種講座については、その都度所属所に募集通知を送付し、併せて支部ホームページでご案内します。



令和7年度の宿泊及び会食補助事業の内容について（任意継続組合員は対象外です。）

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

	宿泊利用補助	会食利用補助
対象者	組合員及び被扶養者（小学生以上）	組合員及び3親等以内の親族 ※組合員又は被扶養者を必ず伴う会食
補助額	組合員、被扶養者一律 1人1泊6,600(税込)円以上の場合、3,000円を補助 1人1泊4,400(税込)円以上の場合、2,000円を補助	1人5,000（税込）円以上の会食利用の場合、1人につき2,000円を補助
補助回数	1年度内で12回 組合員、被扶養者あわせて上記回数まで	1年度内で組合員1人につき12人分補助 (補助券は組合員1人につき、12枚まで出力可能)
申請方法	右のQRコードからご確認ください。 	右のQRコードからご確認ください。 

特定健診の「受診券」を7月または10月頃にお送りします！

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

健診を受ける機会のない被扶養者の方には…

被扶養者の方※が特定健康診査を**無料**で受診できる「**受診券**」を7月または10月頃に配付します。詳細は大阪支部ホームページをご覧ください。

※ 当該年度4月1日時点で資格があり、年度末年齢40歳以上74歳以下の方が対象となります。

※ 当支部の配偶者健診と特定健診は、二重受診できませんので、いずれか片方のみをご受診ください。



HP 公立学校共済組合 大阪支部 **検索** → 手続きナビ → 特定健診・特定保健指導の手続き



20代・30代のうちから生活習慣を整えましょう！

健康・福祉 担当
☎06-6941-3991

20代・30代の方は、仕事や育児などで忙しい日々を過ごし、自分の健康について意識せずに生活している場合が多いです。**しかし、若いときからの生活習慣はこれからの健康の維持・増進に大切です。**

この先も健康で輝き続けるために、自分の身体のことを知り、今のうちから健康管理をしていきましょう！

『健活10』〈ケンカツテン〉で健康づくり!!



大阪府では、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に『健活10』というキャッチコピーを掲げ、健康づくりを推進しています。

① 健康に関心をもちましょう 	② 朝ごはん＆野菜をしっかりと食べましょう 一日に野菜 350g 以上 	③ 日頃から体を動かし運動しましょう 	④ ぐっすり眠り疲れをとりましょう 	⑤ ストレスとうまく付き合いましょう 
⑥ お酒の飲み過ぎに注意しましょう 健康に配慮した飲酒を 	⑦ たばこから自分と周囲の人を守りましょう 	⑧ 歯と口の健康を大切にしましょう 	⑨ けんしん（健診・検診）を受けましょう がん検診 特定健診 	⑩ 病気が見つかったらきちんと治療しましょう 



共済おおさか

令和7年4月226号

資格取得の手続きをお忘れなく！

資格 担当
☎06-6941-3164

組合員としての資格を取得したときは、以下のとおり「資格確認書（医療機関にて健康保険資格を示すもの）」の交付を受けてください。順次、所属所長あてに、「資格確認書」をお送りします。

なお、マイナ保険証をご利用いただく場合でも、マイナポータルにおいて、今回の採用にかかる資格情報が表示されるまでは、マイナンバーカードで健康保険資格を示すことはできませんのでご注意ください。詳しくは、6ページをご覧ください。



組合員の資格取得手続きの方法

A 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

(1) SSC（総務事務システム）が利用可能な正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方は、SSCにて必ず「各種給付」口座を登録して「組合員資格取得届出」を入力してください。入力方法は下記のとおりです。

入力の際に必要なもの

- ① 基礎年金番号（基礎年金番号通知書、年金手帳等）
 - ② 年金の加入記録（これまでに加入された公的年金制度、勤務先名、期間等を事前に確認しておいてください。）
 - ③ 個人番号（マイナンバーカード又は住民票記載事項証明書等）
- ※ ①②については、正規職員・任期付職員のみ必要となります。



SSCによる電子申請 ◇入力方法の不明点はコールセンターへ(0120-47-5612)年度当初はつながりにくいことがあります。

- ① 各種給付口座の入力・確認（共済組合の給付金振込口座）※先に【各種給付口座】の登録を確認してください。
SSCトップページ⇒「人事給与福利厚生 各種申請・届出」⇒「基本情報」⇒「給与口座振込申出・変更申出入力」⇒「各種給付」
- ② 資格取得届出
SSCトップページ⇒「人事給与福利厚生 各種申請・届出」⇒「共済互助関係」⇒「組合員資格取得届出」
- ③ 個人番号入力
SSCトップページ⇒「人事給与福利厚生 各種申請・届出」⇒「基本情報」⇒「職員の個人番号入力」

各自で SSC に入力



支部にて SSC の入力内容について確認後、各所属所長あてに「資格確認書」を送付します。

B A 以外の教職員の場合

(1) 府立学校・大阪府教育庁の非常勤職員、府費・大阪市費・堺市費負担の教職員、任期付職員、臨時的任用職員、非常勤職員の場合（主に市町村立の小中学校、大阪市の小中学校・幼稚園、堺市の小中高等学校・幼稚園所属の方）

大阪公立大学の職員の場合、政令市以外の市費負担職員で事業主からデータ提供がある場合

事業主から提供されたデータをもとに
支部から所属所長あてに

- ① 資格確認書 ② 登録確認通知書（印字有）
- ③ 組合員個人番号報告書 を送付します。



到着後、①・②の内容を確認し③を提出してください。
資格確認書に修正が必要な場合は、②に**朱書き**で修正のうえ、①と修正内容が確認できる免許証等のコピーを併せて提出してください。

(2) 政令市以外の市費負担職員で事業主からのデータ提供がない場合

各所属所で①組合員資格取得届書を作成し、
②組合員個人番号報告書、③年金加入期間報告書に**根拠書類（※）**を添え、資格担当宛てに提出してください。③は任期付職員のみ必要となります。



各書類の提出後に手続きを進めます。
手続き完了後、所属所長あてに「資格確認書」を送付します。

(※) 正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の場合：採用辞令の写し
非常勤職員の場合：任用通知書の写し（社会保険適用の有無・週勤務時間等の記載が必要です。）





被扶養者の認定手続きの方法（事由の生じた日から**30日以内**に必ず手続きしてください！）

注意

組合員に被扶養者がいる場合は、組合員の資格確認書受取後に、被扶養者申請手続きを行ってください。組合員の資格取得手続きが完了していないと、被扶養者の認定手続きをすることができませんのでご注意ください。

A 府立学校及び大阪府教育庁所属の教職員の場合（正規職員・任期付職員・臨時的任用職員の方）

被扶養者の要件を満たす場合、SSCより「被扶養者申告」を事実発生日（婚姻・出生・職員の採用等）から30日以内に入力してください。30日を過ぎると、事実発生日に遡ることができず、SSC入力日の認定となる場合があります。

※ SSCの「共済互助関係」より入力してください。扶養手当とは、入力箇所が異なります。

SSCの入力と必要書類を提出してください。

◇書類提出先
府立学校教職員
→学校総務サービス課
大阪府教育庁職員
→総務サービス課

資格担当で審査の後、被扶養者の資格確認書を所属所長あてに送付します。

B A以外の教職員の場合

被扶養者の要件を満たす場合、「被扶養者認定申告書」に必要書類を添えて、扶養の事実発生日（婚姻・出生・職員の採用等）から30日以内に所属所長が受理し、その受理日から30日以内に資格担当へ提出してください（必着）。被扶養者の申請が30日を過ぎると、事実発生日に遡って認定できません。被扶養者の要件を備えた日から31日以降の所属所受理日となる場合は、所属所受理日が認定日となります。また、所属所受理日から共済組合への提出が31日以降となる場合は共済組合受付日が認定日となります。

資格担当で審査の後、被扶養者の資格確認書を所属所長あてに送付します。



事実発生日から認定できない場合、認定日までの間に無保険期間が発生することとなり、この間の医療費が全額自己負担となる場合があります。

被扶養者の必要書類については、当支部ホームページよりダウンロードすることができます。

HP

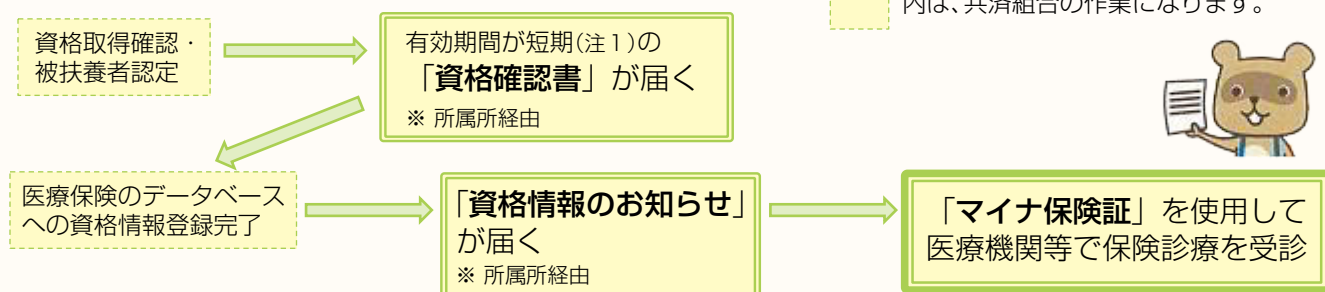
→ 手続きナビ内「様式集（諸用紙のダウンロード）」⇒「組合員資格等関係の様式【2】」



令和6年12月1日をもって、組合員証・被扶養者証の発行は終了しています。
資格取得確認後または、被扶養者認定後に資格担当から交付される書類は、以下のとおりです。

※ 資格取得及び被扶養者認定の手続方法は、4～5ページをご覧ください。

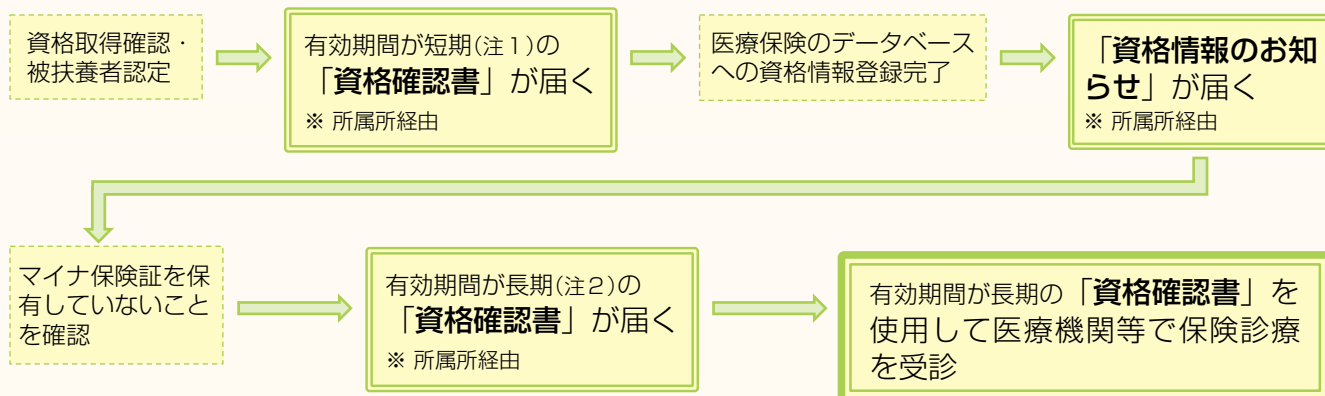
A マイナ保険証を保有している方



- ① 資格取得確認または、被扶養者認定後に有効期限が短期(注1)の「資格確認書」を所属所を通じて交付します。
- ② 医療保険のデータベースへの資格情報登録完了後に、「資格情報のお知らせ」を所属所を通じて交付します。(資格情報の登録完了までの期間は、マイナンバーの登録状況等により、個人差があります)
- ③ ②以降は、**マイナ保険証を使用して、医療機関等での保険診療を受診してください。**
※ 医療保険のデータベースへ資格情報の登録が完了するまでは、マイナ保険証を使用することはできません。
※ 「資格情報のお知らせ」のみでは、保険診療を受けることができません。
※ 「資格情報のお知らせ」が交付される前でも、マイナポータルにて今回の当共济組合への加入情報が確認できれば、マイナ保険証を使用して保険診療を受けることができます。



B マイナ保険証を保有していない方



- ① 資格取得確認または、被扶養者認定後に有効期限が短期(注1)の「資格確認書」を所属所を通じて交付します。
- ② 医療保険のデータベースへの資格情報登録完了後に、「資格情報のお知らせ」を所属所を通じて交付します。(資格情報の登録完了までの期間は、マイナンバーの登録状況等により、個人差があります)
- ③ 当共济組合が、マイナ保険証を保有していないことを確認した後に有効期間が長期(注2)の「資格確認書」を所属所を通じて交付します。交付にあたっては、組合員からの申請は不要です。
- ④ ③以降は、③で交付された「資格確認書」を使用して、医療機関等での保険診療を受診してください。

(注1) 有効期限が、交付日から4か月以内のもの。マイナ保険証が使用可能になった後もしくは、有効期限が長期の資格確認書が交付された後は、各自で廃棄してください。

(注2) 有効期限が、交付日から概ね5年のもの。ただし、5年以内に75歳を迎える方等、有効期限が5年に満たない場合もあります。

A、Bどちらに該当する方も、「資格情報のお知らせ」が届いたら、大切に保管してください。
※当共济組合が実施する福祉事業の本人資格確認書類として、利用することができます。



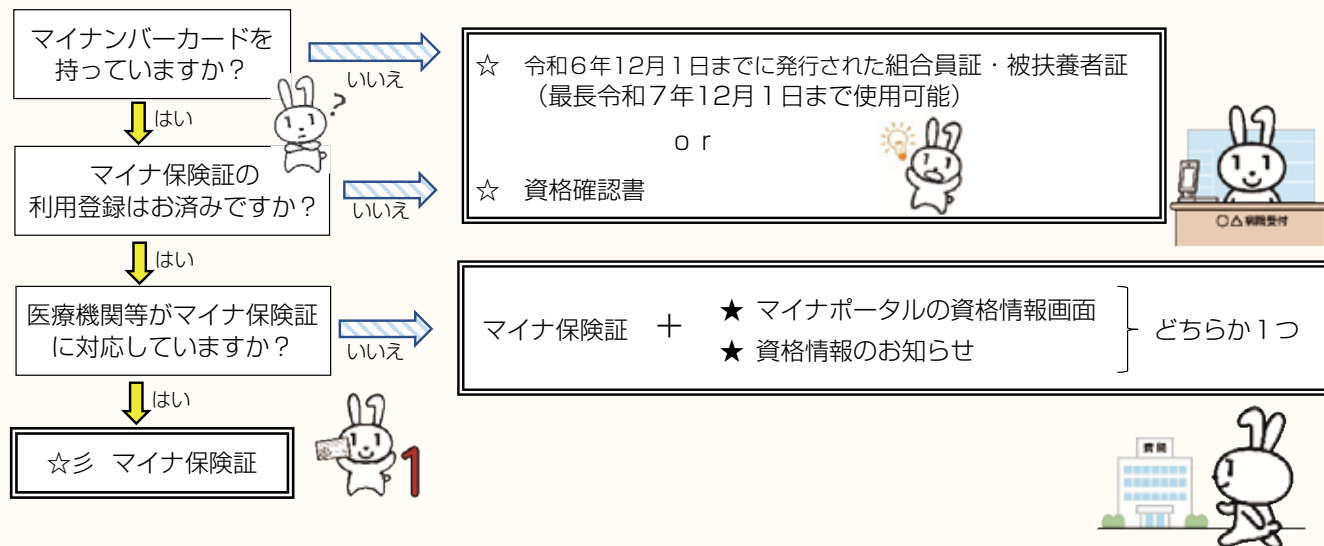
check!

扶養している家族が複数名の場合、同一家族内でもマイナ保険証の保有状況により、6ページ区分のA・Bが混在することがあります。その場合は、家族内で交付されるものが異なります。

【例】

＜組合員：マイナ保険証保有、配偶者：マイナ保険証保有、長男：マイナ保険証未保有＞
組合員・配偶者…A 有効期限が短期の「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」を交付
長男…B 有効期限が短期の「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」、有効期間が長期の「資格確認書」を交付

医療機関等で保険診療を受診する際に必要なもの



『福祉保険制度』のご案内

公立学校共済組合では、組合員及びそのご家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上を目的として、長期給付事業や短期給付事業を補完する任意加入の「福祉保険制度」を運営しています。

制度の特長

① 共済組合の各事業を補完

公立学校共済組合では、公立学校の教職員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした各事業を行なっています。



② 保障は大きく、実質的な負担はひかえめ

- 公立学校共済組合のスケールメリットを活かした手頃な保険料で、退職後も継続できます。
- ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※傷病休職給付金、入院費用給付金(女性疾病給付金含む)、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金はありません。

③ 毎年保障を見直すことができる

保険期間は11月1日～翌年10月31日の1年間で、毎年保障内容を見直せます。

『福祉保険制度』に加入、内容の変更をするには？

毎年6月～7月頃、各所属所(学校等)を通じて手続書を配付します。締切日までに記入・押印のうえご提出ください。

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ(福祉保険制度ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。



扶養認定の取消要件に該当していませんか？

資格 担当
☎06-6941-3164

「令和6年度 被扶養者に係る資格の確認調査（検認）」において、事実発生に遡って認定取消となる対象者が多数ありました。

認定取消となる主な事例とその手続きに必要な書類は下表のとおりです。

収入超過、別居に伴い組合員と生計維持関係がなくなる場合などは、下表または支部ホームページを参考に扶養認定の取消要件に該当していないかご確認ください。



被扶養者の認定取消となる代表的な事例と取消申告の必要書類

事 例	取消年月日	必要書類
就職又は勤務条件の変更等により、健康保険の被保険者となった	就職日（健康保険の被保険者となった日）	・加入した保険組合の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」「マイナポータルの画面を印刷したもの」のうちいずれかひとつ。いずれも社会保険の適用日（資格取得日）が分かるものの写し（身分証明書、在職証明書は不可） ※就職期間（社会保険加入期間）の長短にかかわらず、認定を取消します。
アルバイトやパートによる給与収入が130万円を超過した（注）【◆】	雇用日 又は 共済組合が超過したと判断した日	・「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」 ・所得（課税・非課税）証明書 ※雇用された時点で年間の収入額が130万円以上【◆】になることが見込まれる場合は、雇用日をもって認定を取消します。
公的年金等の受給による年金額が130万円を超過した【◆】	年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」に示された発行日の7日後	・最新の年金額がわかる通知書の写し（年金の「決定（裁定）通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し） ・所得（課税・非課税）証明書 ※公的年金（遺族、障害、共済、厚生、国民、恩給、扶助料 等）及び個人年金 ※遺族年金・障害年金は非課税ですが、恒常的な収入に含まれます。 ※個人年金は、税法上の取り扱いとは異なり、必要経費等を控除することなく、年間の支給額をもって恒常的な所得の額とみなしますので、ご注意ください。
事業の収入（不動産・株・農業を含む）がある（年間130万円以上）【◆】	確定申告日	・「確定申告書控」の写し ・「収支内訳書」の写しまたは「損益計算書」の写し 共済組合が認める必要経費は、所得税法上の必要経費の扱いとは異なります。

※ 必要書類については、取消事由により追加で書類の提出が必要な場合があります。

（注）アルバイトやパート勤務等の短期間被雇用者の場合

勤務時間や勤務日数が定まらず、給与収入が月額108,334円（130万円÷12月）を超えない見込みであった場合でも、結果的に4か月連続して給与収入が108,334円を超過したときは、4か月目の初日を喪失日として認定を取消します。

ただし、4か月引き続いて給与月収が108,334円を超えることがなくても、12か月間の収入額が130万円を超えた場合は、超えた月の初日で認定を取消します。

【◆】被扶養者が、以下①又は②に該当する場合は、年額130万円を180万円に読み替えてください。

- ①障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する者
- ②60歳以上



被扶養者の認定取消の詳細については、こちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索

- 大阪支部について → 「刊行物」
- 「教職員のための共済のしおり」
- 「Ⅱ 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き」



認定取消後国民健康保険等に参加の場合は、資格喪失証明書の交付依頼を！

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索

- 手続きナビ内「様式集（諸用紙のダウンロード）」
- 組合員資格等関係の様式【1】内「資格喪失証明書交付申請書」





遡及して認定取消となった場合

取消日以降の医療費は全額自己負担となります。

共済組合が負担した医療給付金（総医療費のうち、窓口負担した費用を除いた残り7割もしくは、8割分）を全額返還していただきます。手続きが遅れると返還額が高額になる場合もあります。

日頃から被扶養者の収入状況を把握し、取消の事実が生じた場合は、速やかに取消手続きを行ってください。

配偶者の場合は、国民年金第3号の資格も喪失しますので、特にご注意ください。

貸付制度のご紹介

貸付 担当
☎06-6941-2865

組合員の皆さまを資金面でサポートするため、**貸付制度**をご用意しています。

臨時に資金が必要となったときは、**一般、住宅関連、教育、医療**など目的に応じた貸付けをご利用いただけます。

利率 年利 **1.32%**※

手数料・担保は不要です。



貸付事業キャラクター
おたすケロ

※令和7年4月現在の利率(変動制)です。なお、利率には、保証料率(年0.06%)を含んでいます。

- 貸付をご利用いただくには、申込をする月を含めて引き続いて**組合員期間が6か月以上必要**です（4月1日資格取得の場合、9月1日以降申込み可能）。また、**生活費の補填**や**借金の返済**等にはご利用いただけません。
- 再任用組合員等（臨時的任用職員、定年前再任用短時間勤務職員など）の任期を定めて任用される職員は、**発令されている任期の範囲内で返済可能な金額・償還回数が上限となる特別貸付**のみご利用いただけます。
- 申込書類については、所属所でご確認いただき、必要書類等持参のうえ、**本人が窓口**でお申し込みください。スケジュールは、毎月**10日申込締切**、その月の**26日送金**です（いずれも土日祝日に当たる場合は繰上げ）。

～定年引上げに伴って60歳以降も借入金の償還が続く方へ～

◎地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。当共済組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も償還が続く場合、給料月額が7割水準となりますが、**償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されます**ので、ご注意ください。

貸付種別ごとの限度額や必要書類など、詳細についてはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 **検索** → こんなときガイド → 資金を必要とするとき



マイナ保険証等を持たずに医療機関を受診した場合

医療 担当
☎06-6941-2867

マイナ保険証（組合員証、被扶養者証、資格確認書を含む）を持たずに医療機関を受診し、医療費の全額を窓口で支払った場合は、後日、公立学校共済組合大阪支部へ医療費（保険適用分）の7割または8割を「療養費・家族療養費」として請求することができます。

請求方法

「療養費・家族療養費請求書」に次の書類を添付し、所属所を通じて当支部へ請求してください。

- ①「領収書（原本）」
- ②「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」

※受診時に医療機関で領収書と共に発行される「診療明細書」や「調剤明細書」では代用できませんので、注意してください。

治療用装具を購入したときや小児弱視等治療用眼鏡等を購入したときなども「療養費・家族療養費」の対象となる場合があります。詳しくは当支部ホームページまたは「教職員のための共済のしおり」をご覧ください。

◇当支部への加入日以降は、加入日前に使用されていた保険証または資格確認書で医療機関を受診することはできませんので注意してください。



「療養費・家族療養費請求書」のダウンロードはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索

→「様式集」→「短期給付関係」



当支部 HP
「治療をうける際の手続き」へ

アクセス！

- ・「自費で支払った治療費の請求手続き」
- ・「療養費等の支給要件と添付書類」をご覧ください。



「教職員のための共済のしおり」はこちらから

アクセス！

「Ⅲ短期給付等について」をご覧ください。



ジェネリック医薬品を活用しよう！

医療 担当
☎06-6941-2867

○ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると国から承認された安価なお薬です。効き目、安全性及び品質について、国による厳格な審査・承認を経て製造・販売が行われていますので、安心してご利用いただけます！

○ジェネリック医薬品を処方してもらうにはどうすればいい？

病院（あるいは保険薬局）で医師（薬剤師）にジェネリック医薬品を希望する旨をお伝えいただくか、「ジェネリック医薬品お願いカード」をご提示ください（下記の二次元コードからダウンロードできます）。

ただし、すべての先発医薬品に対応するジェネリック医薬品が製造・販売されているわけではありません。

「飲み薬」だけでなく「目薬」「塗り薬」「湿布薬」にもジェネリック医薬品があります。
身近なお薬で試してみたいはかがでしょうか。



★「ジェネリック医薬品お願いカード」のダウンロード★

HP 公立学校共済組合 本部 検索 → 事業別案内 短期給付 → 短期給付について調べる

→「ジェネリック医薬品」の利用促進の取り組みについて のページ
または二次元コードからダウンロードして使用してください。



組合員が在職中に初診日のある傷病により、働いたり日常生活を送ったりする上で困難が生じるような障害状態になったときに請求することができる年金です。

平成27年10月以降は、在職中でも受給できます（経過の職域加算部分は除く）。

※障害厚生年金の受給にあたり、同一事由の傷病手当金の支給を受ける場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

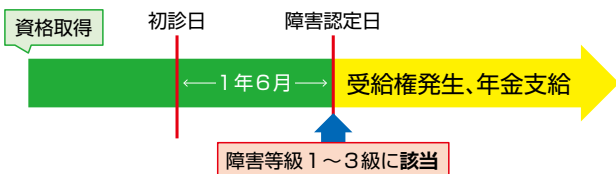
支給要件

要件に該当しそうな
支部に問い合わせね！



次の（１）～（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

- （１）初診日（※１）において一般組合員であること
- （２）保険料納付要件（※２）を満たしていること
- （３）障害認定日（※３）、又は事後重症認定で、１級～３級の障害等級（※４）に該当する障がい状態にあること



※１「初診日」：傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

※２ ①又は②の要件が必要です。

① 初診日のある月の前々月までに、保険料が納付または免除されている期間が3分の2以上あること

② 初診日のある月の前々月までの１年間に保険料の未納がないこと

※３「障害認定日」：原則、初診日から起算して1年6月を経過した日

>> 特例症例 の場合は下記のとおり

※４「障害等級」：厚生年金保険法に定める等級。障害者手帳等の等級とは異なります。

特例症例

初診日から1年6月経過していなくても、以下に該当する場合は、各定められた日が障害認定日になります。

① 上肢・下肢を切断・離断した	⑦ 在宅酸素療法を開始した
② 人工骨頭・人工関節を挿入、置換した	⑧ 脳血管疾患による機能障害となった（※）
③ 心臓ペースメーカー、植え込み型の除細動器（ICD）又は人工弁を装着した	⑨ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着した
④ 人工透析療法を施行した	⑩ CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した
⑤-1 人工肛門を造設、尿路変更術を施行した	⑪ 人工血管（ステントグラフト含む）を挿入、置換した（※）
⑤-2 新膀胱を造設した	⑫ 遷延性植物状態であるもの
⑥ 咽頭を全摘出した	

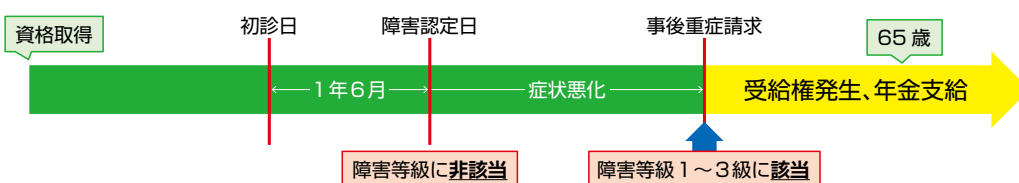
（※）⑧について：医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等

⑪について：胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤によるもの

事後重症制度

傷病によっては、徐々に病状が進行していくものがあります。

障害認定日に規定の障害状態になくても、その後、症状が悪化し障害等級１～３級に該当する状態になった場合は、65歳に達する日の前日までに請求をすれば、請求書が受理された翌月分から支給されます。ただし、老齢基礎年金を繰上げて受給している場合は、請求できません。



65歳に達する日
までに請求が
必要だよ！



一般組合員と短期組合員では、適用される社会保険制度が異なります。

一般組合員は、**健康保険と年金の両方**とも公立学校共済組合（公務員厚生年金）に加入

短期組合員は、**健康保険のみ**公立学校共済組合に加入し、
年金は日本年金機構（一般厚生年金）に加入

どちらの適用になるかは、
任用形態によって決まります。



組合員種別	社会保険制度		任用形態
	年金	健康保険	
一般組合員	公立学校共済組合 (公務員厚生年金)	公立学校共済組合	常勤一般職員、再任用フルタイム職員、任期付職員、フルタイム非常勤職員（12月超）※1
短期組合員	日本年金機構 (一般厚生年金)		臨時的任用職員、再任用短時間職員（週20H以上）、パートタイム非常勤職員 ※2、フルタイム非常勤職員（12月以下）※1

※1 フルタイムの非常勤職員については、雇用が引き続き12月を超えた場合は、13月目の初日から当共済組合の年金が適用され、一般組合員になります。

※2 非常勤職員の社会保険適用には、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円以上、雇用期間2か月を超える見込みであること
の条件あり。

組合員種別が切り替えになる（一般組合員↔短期組合員）際の手続きについてはこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部

検索

→ 手続きナビ → 組合員資格・年金の手続き
→ 組合員に関する手続き → 異動・組合員種別変更の手続き



掛金や給付内容は違うの？

一般組合員と短期組合員では健康保険、厚生サービスに違いはありませんが、年金のみ一部違いがあります。

短期組合員の方は、公務員厚生年金でなく一般厚生年金の加入ですので、公務員独自の年金部分（3階部分）である「年金払い退職給付（退職等年金給付）」の加入はなく、その掛金の徴収がありません。

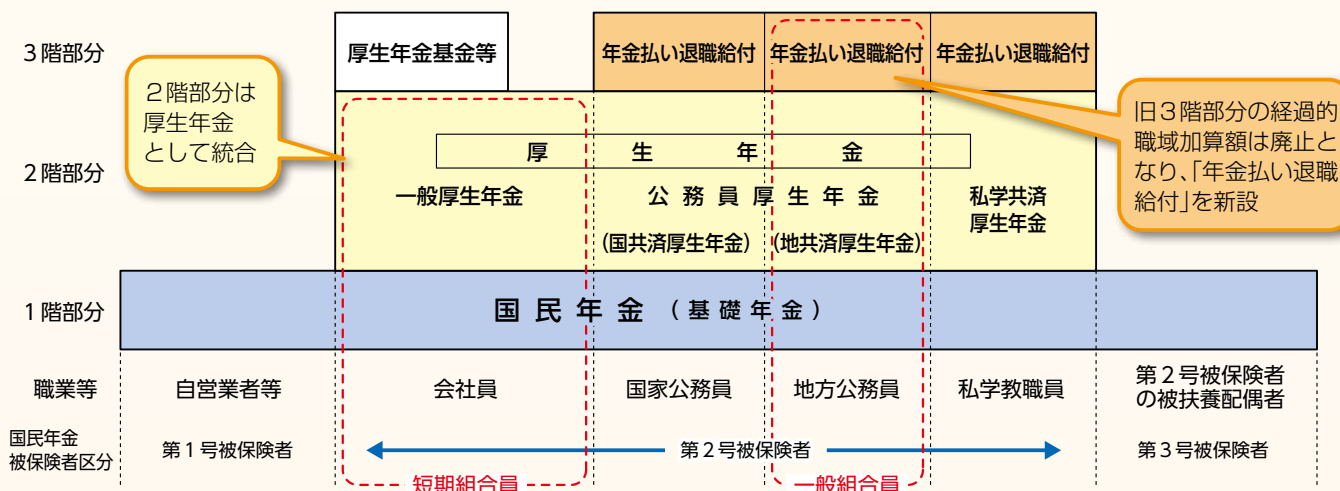
厚生年金（2階部分）は公務員厚生年金、一般厚生年金とも掛金率、支給要件、支給内容に違いはありません。

働きながら受給する年金額は違うの？

年金の3階部分の支給について違いがあります。

公務員厚生年金に加入中の間は、3階部分である経過的職域加算額、年金払い退職給付（退職等年金給付）は全額支給停止されます。厚生年金（2階部分）、基礎年金（1階部分）は公務員厚生年金、一般厚生年金どちらに加入中でも同じ取扱いです。（支給調整については、P.13参照）

【年金イメージ図】被用者年金一元化後（平成27年10月～）



老齢年金の賃金等との支給調整について

年金 担当
☎06-6941-2864

老齢年金を受給されている方が、再就職や再任用等により厚生年金制度に加入中の場合、賃金等に応じて年金の全額または一部が支給停止になる場合があります。

厚生年金制度に加入しない場合は、支給停止になりません。

	年金の種類	公務員 厚生年金の加入者 (再任用フルタイム勤務等)	一般・私学 厚生年金の加入者 (短期組合員・民間・私学共済の勤務)
新3階部分 (H27.10月から)	年金払い退職給付	全額停止	全額支給
旧3階部分 (H27.9月まで)	退職共済年金 (経過的職域加算額)	全額停止	全額支給
2階部分	老齢厚生年金 (報酬比例部分)	就職先の標準報酬月額と過去1年間のボーナス額の1/12と老齢厚生年金の月額の合計が51万円※を超えた場合、超えた額の1/2の額が年金から支給停止(下記、計算方法参照)	
1階部分	老齢基礎年金	全額支給(支給調整はありません。)	

支給停止額の計算方法

$$\left\{ \text{標準報酬月額} + \text{過去1年間のボーナス1/12} + \text{老齢厚生年金の月額} \right\} - \text{支給停止調整額} - 51\text{万円} \times 1/2 = \text{支給停止額 (月額)}$$

※51万円(支給停止調整額)は、令和7年度の額です(令和6年度は50万円)。賃金や物価の変動により、改定することがあります。

詳細はこちらから

HP 公立学校共済組合 大阪支部 [検索](#)

刊行物 → 「教職員のための共済のしおり」 → VII長期給付事業について 5 年金支給関係等



PORTPLAZA ENJOY STAY × ちばの旅

3,000円の補助適用
大阪支部組合員の皆様



プラン特典
チェックアウト時間
通常午前10時
午前11時

駐車場
無料
駐車したまま
お出かけOK
198台

千葉みなと駅
徒歩1分の好立地
東京ディズニーリゾートRの
舞浜駅まで
京葉線で30分

エンジョイステイプラン

1泊朝食付き1名様料金(税込)

シングル
(2名様利用)

トリプル
(3名様利用)

和室
(4名様利用)

7,500円 8,300円 7,500円

大阪支部組合員の方は記載料金から補助額を割引します。

(補助の詳細は大阪支部にお問い合わせください)

公務員弘済会の指定宿泊施設利用補助券と併用もできます。

ホテルポートプラザちば (ご予約の際に共済おおさかを見たお伝え下さい)

千葉市中央区千葉港8-5 (JR京葉線/千葉都市モノレール千葉みなと駅前) 電話 043-247-7211



共済おおさか

令和7年4月226号

こころのホッとサロン



アサーティブな自己表現

新年度になりました。物事の始まりの時期は、誰しも「さあ、やるぞ!」と意欲がみなぎることでしょう。異動して新しい環境になった、新しい役職に就いた、というような場合は、特にそうかもしれませんね。

ただ、「子どもたちや周囲のために頑張ろう」という気持ちが強すぎると、自分のことは後回しになり相手を優先しがちで、それがずっと続くと疲れてしまいます。一方で、自分を優先するだけでは相手は離れていきますし、やがて集団からも孤立してしまうでしょう。

自分も周囲も、「どちらも」大切にできるとよいですね。そのような自己表現のことを「アサーション」と言います。

人間関係の持ち方には、大きくわけて3つのタイプがあるとされています。

①受動的な自己表現

他者を優先し、自分のことを後回しにするタイプ

②攻撃的な自己表現

自分のことだけ考えて、他者を配慮しないタイプ

③アサーティブな自己表現

まず自分のことを考えるが、他者にも配慮するタイプ

【例】急用で帰宅しようとしていた時に、同僚から提出期限の迫った書類について相談を持ちかけられた。



① 受動的な自己表現の場合



期限が迫って大変ですね。大事な書類だと思うので手伝いましょうか。

相手に配慮しているようですが、「私の気持ちは取るに足りないの、あなたは無視していいですよ」というメッセージも同時に送っていることになります。

② 攻撃的な自己表現の場合

無理です！提出期限間際に相談してくるなんて、今まで何をしていたんですか？



自己主張はしっかりできているようですが、「私はあなたの気持ちや意見を軽視していますよ」というメッセージも同時に送っていることになります。

③ アサーティブな自己表現の場合

今日は用事があって急いでいるので手伝えないんです。次からは早めに話してくれたらお手伝いできます。



決して無理はせず、相手の意向要求には応じられないことを伝えており、また相手も今後の対応について考え直すことができます。

私を頼ってくれてうれしいです。
でも、今日は急いで帰らないといけないんです。 明日なら大丈夫です。

肯定的な内容の間に言いたいことを挟む方法、“アサーティブ・サンドイッチ”も有効です。どんなアサーティブな表現ができそうかを身近な人と話し合ってみるものいいですね。

これら3つのタイプがいつも固定しているとは限らず、人によっては状況や相手によって別のタイプに変動するような場合もあります。

自分はどのようなタイプになりがちなのか、

どのような状況や相手の時に変動しがちなのか。

…まずは自分の傾向に気づくことから始めてみましょう。



参考文献：平木典子「三定版 アサーション・トレーニング さわやかな〈自己表現〉のために」
土沼雅子「アサーション・トレーニング 自分らしい感情表現」

このようにアサーティブになるためには、自己表現していいんだと思えることが大切です。アサーティブな自己表現が難しいと感じる時は、自己主張することに不安があったり、躊躇する気持ちがあるのかもしれません。

逆に、攻撃的になってしまう時は、思い込みが強かったり、自分を守るために戦わないといけないと思っていたりするのかもしれません。

誰かに話をしてみることで、自分の中の思いに気づけることも多いです。

大阪メンタルヘルス総合センター（OMC） 近畿中央病院内
メンタルヘルス相談受付、各種事業のお問い合わせ・お申込み

0120-556-879（平日：9時～17時15分）



令和7年度から掛金率が変わります

経理 担当
06-6941-2857

令和7年4月からの掛金率は、下表のとおりです。

(単位：千分率)

	短期掛金 (福祉事業掛金を含む)	介護掛金	厚生年金保険料	退職等 年金掛金
対標準報酬月額 及び 対標準期末手当等	48.01 注1	8.04	91.5 事業主負担分を含めた保険料 183.00の1/2	7.5

注1 後期高齢者医療制度の被保険者となる組合員は、5.19

産前産後休業や育児休業の期間中は申出により掛金免除が可能です

経理 担当
06-6941-2857

●産前産後休業・育児休業それぞれについて、共済組合への申出が必要です。

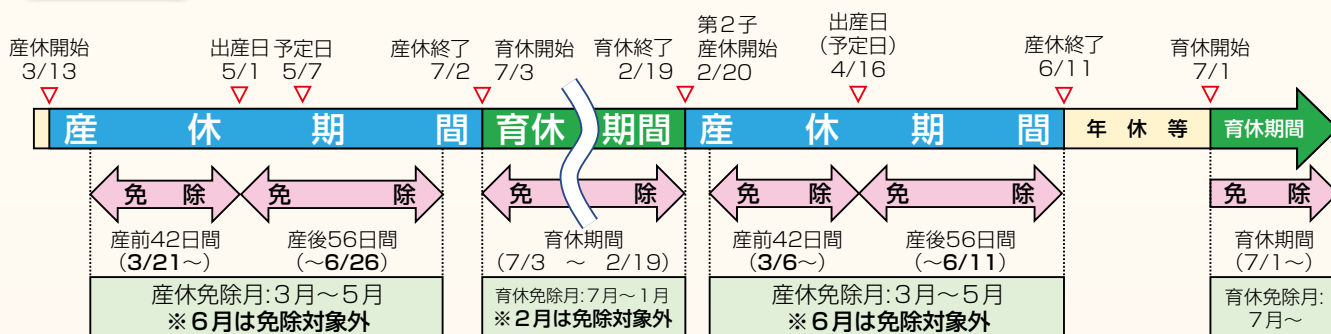
所 属	申出方法
A 府立学校及び 府教育庁	SSCの産前産後休暇願、育児休業承認請求画面の「■共済関係の申出」欄にある、「共済掛金等の免除を申し出ますか」の質問項目において、「はい」を選択 ※紙様式での免除申出書の提出は不要
B A以外の所属 ・市町村立の学校園 ・公立大学法人 など	「産前産後休業掛金免除申出書」「育児休業掛金免除申出書」を共済組合へ提出 ※出産日前に「産前産後休業掛金免除申出書」を提出し、予定日と出産日が異なった場合は、「産前産後休業掛金免除変更申出書」を提出 ※出産後に「産前産後休業掛金免除申出書」を提出する場合も、必ず予定日を記入 ※育児休業の終了日が延長・短縮となった場合は、「育児休業掛金免除変更申出書」を提出

●免除期間は下記のとおりです。掛金は日割り計算ではなく、免除期間は月毎の判断になります。

産前産後休業	出産の日以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日までの間で、産前産後休業を開始した日の属する月から、終了する日の翌日の属する月の前月までの期間 ※出産の日以前56日から産休が付与されている場合でも、免除期間は上記の期間
育児休業 (①②のいずれかを満たす場合)	①月の末日に育児休業を取得している場合 ②育児休業を開始した日と終了する日の翌日の属する月が同一で、当該月における育児休業の日数が14日以上である場合 ※期末手当においては、育児休業の期間が1か月を超えなければ免除とはなりません。

イメージ図

※免除対象外の月に係る掛金等については、共済組合から掛金払込通知が届く場合があります。



P.16およびP.17に係る様式のダウンロードはこちらから

HP

公立学校共済組合 大阪支部

検索

→ 手続きナビ → 様式集 → 掛金関係の様式



育児休業から復職した方は、終了時改定を申し出ることができます

経理 担当
☎06-6941-2857

育休から復職した場合、任意で「育児休業等終了時改定」の申し出をすることにより、復職後の報酬に基づく標準報酬に改定できます。

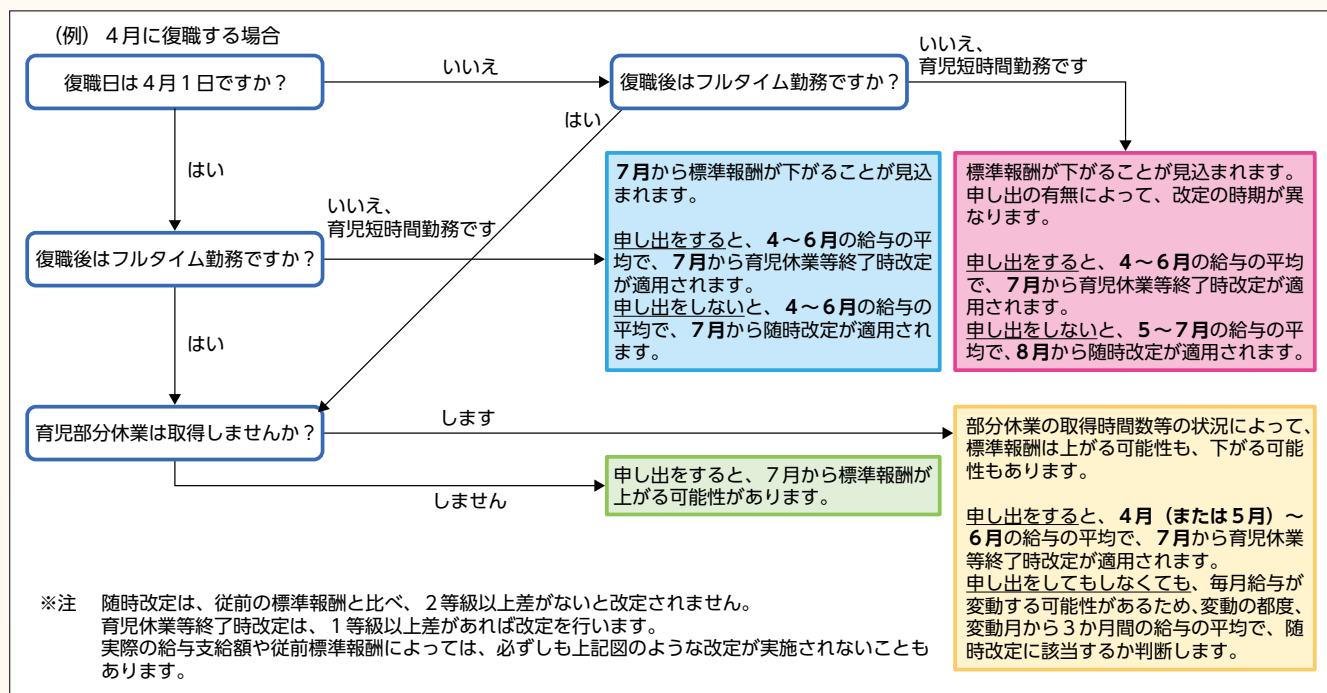
対象者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方	
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3か月の報酬の平均 (例) ①4月 1日復職の場合：4～6月の報酬の平均 ②4月20日復職の場合：報酬が支払われる日数が17日未満の月は除くため、4月を除いた5～6月の報酬の平均	
改定の時期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4か月日 (例) 4月中の復職の場合、7月に改定	
所 属	A 府立学校及び府教育庁	B A 以外の所属
申請方法	SSC入力による申請 (共済互助関係 ⇒ 終了時改定の申出)	「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を共済組合へ提出
申請時期	育児休業等終了日の翌日が属する月の翌月末まで (例) 4月中の復職⇒5月末まで ※期限内にSSC入力ができなかった場合は、Bの方法で申出てください。	育児休業等が終了した日から2年間 ※ただし、改定の時期を過ぎて申出があった場合は、掛金等の遡及調整が必要となるため、可能な限りAと同じ期限内に申出てください。

- 復職前の標準報酬と比べ、1等級以上差があれば、改定を行います。復職後の給与支給額（諸手当、時間外勤務手当等を含む）によって、標準報酬は**上がる場合も、下がる場合もあります**。
- 標準報酬が上がると、徴収される掛金の額が上がります。また、標準報酬が下がると、徴収される掛金の額は下がりますが、各種給付金（育児休業手当金等）の額を算定する基準も下がります。
- 育児休業等終了時改定を含めた掛金等の詳細については、「教職員のための共済のしおり」をご覧ください。

HP [公立学校共済組合 大阪支部](#) **検索** → 刊行物 → 「教職員のための共済のしおり」
→ 1 共済制度のあらまし 2 掛金と負担金について～ 3 掛金等の免除について



- 申し出を行うかどうかの判断は、下のフローチャートを参考にしてください。
復職後の報酬が、復職前の標準報酬と比べて上がるか下がるかご不明な場合は、復職後3か月の実際の給与支給額を確認したのち、Bの方法で申し出てください。



メンタルヘルス事業(相談・研修など)のご案内

健康・福祉 担当

☎06-6941-3991

公立学校共済組合大阪支部 大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)では、組合員・被扶養者の皆様のメンタルヘルスケア等にご利用いただける様々な事業を無料で実施しています。

メンタルヘルス相談

対面・オンライン(Zoom)による相談

- ・セルフケア：対象者：組合員、被扶養者
(ご自身のこころの健康に関する相談)
- ・ラインケア：対象者：管理職の方
(職場環境や職員対応に関する相談)

相談日時 月曜日～土曜日 9時～17時
(年末年始・祝祭日を除く)

※事前予約制、プライバシーは厳守されます。

相談場所 近畿中央病院(月～金)、
ホテルアウィーナ大阪(水(午後のみ)・土)

職場研修支援

講師派遣

所属所や安全衛生委員会等で開催されるメンタルヘルス研修への講師派遣(オンラインも可)を行います。

eラーニング研修

PCやスマートフォンから受講できるeラーニング研修を提供します。

※講師派遣、eラーニングいずれも組合員10名以上の参加が必要です。

復職支援講座

こころのホッとステップ講座・復職後支援講座

精神疾患で休業中の方・復職直後の方を対象とした支援講座を実施します。(4～7月)

詳細については、下記問い合わせ先か所属所長あて通知等によりご確認ください。

公立学校共済組合大阪支部

大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)

(近畿中央病院内に設置)

0120-556-879

月曜日～金曜日 9:00～17:15



健康相談事業(公立学校共済組合本部事業)については、
以下のいずれかからご覧ください。

①「共済おおさか 令和7年4月号(226号)冊子(所属所回覧用)」

②公立学校共済組合ホームページ

トップページ→組合員専用ページ(ログイン)

→「健康相談事業のご案内」



レストランカステロ 大阪支部組合員限定プラン

※4月30日までは春のメニュー内容となります

夏メニュー
期間

2025年 5月1日～8月31日

和洋メニュープラン

- ・本日の入荷の海鮮カルパッチョ ・アンティパストミスト
- ・季節の旬のサラダ ・本日のピラフ又は本日のパスタ
- ・魚料理 ・アンガスビーフのステーキ
- ・自家製デザートと季節のフルーツ盛り合わせ

※本日のピラフ又は本日のパスタのどちらかをお選び下さい。(1グループ1種類)

※お席の時間 2時間 ※飲み放題 90分(ラストオーダーは10分前)

飲み放題
90分付

ビール、ワイン(赤・白)、ウイスキー、ハイボール
焼酎(芋・麦)、ウォッカ、カシス、ウーロン茶
オレンジジュース、コーヒ、紅茶

ご予約制 3日前までに ディナー 時間 17:00～20:00

[2名様～]お一人様 6,000円⇒ 会食利用補助 ご利用で 4,000円

※利用方法を必ずご確認ください

レストランカステロ

ご予約
お問合せ

TEL 06-6772-5511

電話受付 11:00～16:00
※月曜定休(祝日の場合営業し翌日休)

ホテルアウイーナ大阪1F

※料理写真はイメージです ※料金は全て税込みです ※ホテル駐車場あり 3,000円以上ご利用で2時間無料

結婚式場利用補助
ご利用頂けます

少人数で叶える家族挙式プラン

— Bonheur ボヌール —

ごく身近な方々と心温まる結婚式を

10名様 450,000円 1名様追加料金 15,000円

適用期間 通年 | 適応人数 10名様より

【プラン内容】

- 挙式料(キリスト式/人前式/神前式) ●和洋折衷婚礼料理 ●フリードリンク
- 会場使用料 ●控室料 ●衣装(新郎新婦各1点) ●新婦美容着付 ●新郎着付
- 花嫁アテンダント ●スタジオ写真(1ポーズ)

【特典】お色直しに嬉しい特典 追加衣装(新郎新婦) 50%OFF

※写真は全てイメージです ※料金は税金・サービス料込みです



ホテル アウイーナ 大阪

お問い合わせ (9:00～19:00) TEL 06-6772-1445

〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
【アクセス】 近鉄「大阪上本町」駅14番出口より南へ約300m(徒歩約3分)
大阪メトロ「谷町九丁目」駅より東南へ約800m(徒歩約10分)

公式サイト
awina-osaka.com

SNS



補助についての詳細は大阪支部ホームページへ
kouritu.or.jp/osaka/

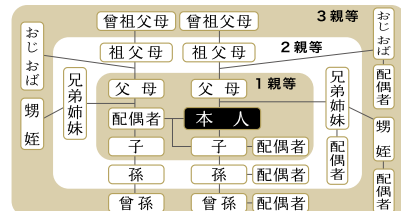


会食利用補助

- 対象 組合員またはその3親等以内の親族
(組合員またはその被扶養者を伴うことが必要)
- 補助額 1人5,000円(税込)以上の会食利用に対し2,000円補助
- 補助回数 1年度内で12人(回)(組合員とその親族あわせて)
- 利用方法
大阪支部ホームページにログインのうえ組合員自身で利用者分の補助券を事前に発行(印刷)。補助券に必要事項を記入します。
利用当日、資格確認方法を提示のうえ補助券を提出します。
(レストラン利用の場合はレストランへ提出)

資格確認方法 いずれか1つを提示

- ①マイナポータル→健康保険証の資格情報画面
またはPDF印刷したもの(概ね1ヶ月以内に印刷したもの)
- ②資格確認書
- ③組合員証もしくは被扶養者証(令和7年12月1日まで)
- ④資格情報のお知らせ



結婚式場利用補助 (挙式者に対する補助)

- 対象 組合員またはそのお子様
- 補助額 挙式・披露宴総額(税込)の20%
(1,000円未満は四捨五入)、上限20万円を補助
※新郎新婦共に対象の場合は上限40万円
- 贈呈品 食事付宿泊券3万円(5,000円券×6枚)
※新郎新婦共に対象の場合は6万円

※任意継続組合員は対象外 ※組合員証を他人に貸す等不正使用を固く禁じます



共済おおさか

令和7年4月226号

19

宿泊利用で補助を受ける



▲ お夕食「夏の会席コース」

京都の夏の味覚の體しゃぶや夏の定番
鮎の塩焼きほか計10品の京会席です

期間限定宿泊プラン 夏の華やぎプラン

6月1日から8月31日まで

宿泊利用補助対象

会食利用補助対象

お一人様

1泊2食付 **18,600円** <消費税込み・京都市宿泊税別途>

大阪支部組合員ご本人様の場合
宿泊&会食利用補助額をお引きして
~~19,600円~~ ⇒ **13,600円**

※休前日は、1,210円増しになります。
※お二人様以上ご予約をお願いします。
※6月23日～26日・8月25～26日(休館日)
および 8月16日(五山送り火)は、
ご利用いただけません。



▲ 四方を庭で囲まれた朝食堂

昼食利用で補助を受ける



▲ 夏の昼会席「嵯峨野」

籠盛りの前菜やアツアツの天ぷらほか
計8品の昼会席をお部屋でごゆっくり

期間限定昼食プラン 夏の昼会席『嵯峨野』

6月1日から8月31日まで

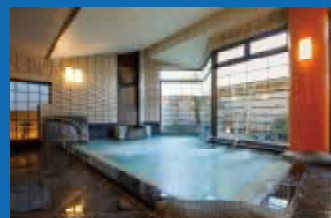
会食利用補助対象

お一人様 **6,900円** <お部屋料・消費税込み>

【ご利用時間】 11時30分～15時(最終入店:13時)

大阪支部組合員ご本人様の場合
会食利用補助額をお引きして
~~6,900円~~ ⇒ **4,900円**

※お二人様以上ご予約をお願いします。
※6月23日～27日・8月25～27日は、
ご利用いただけません。



◀ 大浴場「石の湯」

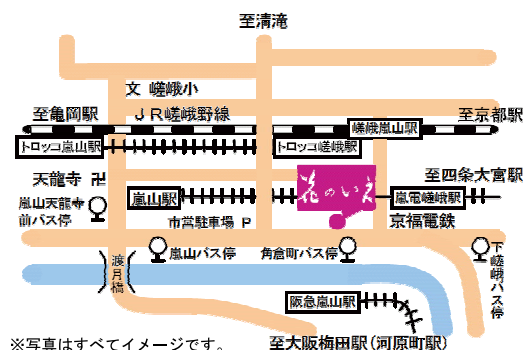
館内の大浴場「木の湯」「石の湯」に
ご入浴いただけます(男女日替わり)

旅ニャンからの大切なお願い

各種利用補助券は、「組合員専用ページ」から
事前に発行・印刷、ご記入の上、ご持参ください。
また、チェックインの際に、共済組合員証や資格
確認書などにより資格確認をさせていただいて
おります。“スムーズなチェックイン”にご協力
お願いいたします。



組合員専用ページへのログインはこちらから↑



※写真はすべてイメージです。

〒616-8382 京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9番地

TEL: 075-861-1545 (受付時間: 9時～21時)

- ・阪急「嵐山」から徒歩12分
- ・JR「嵯峨嵐山」から徒歩7分
- ・京福「嵐電嵯峨」から徒歩5分
- ・京都バス「角倉町」下車すぐ

京都嵐山
花のいえ

